

「かにロードサポーター」の登録認定～助成金交付までの流れ

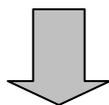
可児市 建設部 管理用地課

市が管理する道路(歩道、路肩及び法面を含む。)を、年間を通じて除草、清掃及びパトロールを実施していただく団体を申請により「かにロードサポーター」として認定し、その活動に要する費用の一部を助成する制度です。
登録認定から助成金の流れは次のとおりとなっています。

① かにロードサポーター活動助成実施要綱による助成対象者からの認定の申請
(様式第1号：かにロードサポーター登録申請書)

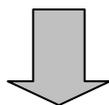
※(初年度のみ)

- ・ 市内で年3回以上の活動
- ・ 自治会または市長が認める構成員10人以上の団体
- ・ 1回の活動の実施道路延長が500m以上
- ・ 3年間以上の継続活動
- ・ 政治、宗教または営利を目的としない



② かにロードサポーターの登録認定・通知
(様式第2号：かにロードサポーター登録認定通知書)

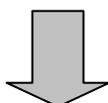
※(初年度のみ)



③ 可児市補助金交付規則による「かにロードサポーター活動助成」補助金交付申請書他の送付
(様式第1号：かにロードサポーター活動助成金交付申請書)

※ 申請書送付時に添付書類等として送られるもの

1. かにロードサポーター活動助成実施要綱
2. パンフレット「ふれあい保険のあらまし」
3. ふれあい保険「事故報告書」の提出について
4. 事故通知遅延理由書
5. 申請書等の記載の際の注意事項等について



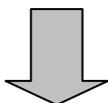
④ 「かにロードサポーター活動助成」補助金交付申請書の提出

- ・ 2年目以降・毎年5月末までに提出

※ 添付書類

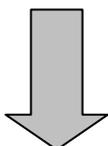
- ・ 事業計画書(作業計画届)
- ・ 収支予算書
- ・ その他関係書類(構成員名簿・活動対象道路位置図など)

※ 既登録団体で登録事項(代表者名など)に変更等がある場合は、同時に「かにロードサポーター事業 団体登録変更(廃止)届」を提出してください。



⑤ 補助金交付決定・交付指令書による通知

(様式第2号: かにロードサポーター活動助成金交付指令書)

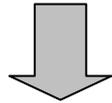


※ 補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

様式第7号:「かにロードサポーター活動助成金前渡し請求書」の提出

⑥ 作業計画届による活動

- ・ 年3回以上の活動(作業時の写真撮影・要した経費の領収書の保管など)



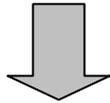
※ 事業の大きな変更が生じるときは、直ちに変更申請書を提出する。

様式第3号:「かにロードサポーター活動助成事業変更申請書」の提出

⑦ 実績報告書の提出

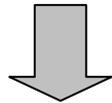
(様式第4号:かにロードサポーター活動助成事業実績報告書)

- ・ 最終回の作業終了後の早い時期に提出
- ・ 事業の実績および効果(作業実績届、作業毎の活動状況がわかる写真(数枚)を添付)
- ・ 収支決算書(領収書の写しを添付)



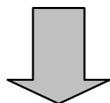
⑧ 補助金交付額の確定・通知

(様式第5号:かにロードサポーター活動助成金交付額確定通知書)



⑨ 交付請求書の提出

(様式第6号:かにロードサポーター活動助成金交付請求書)



⑩ 補助金の交付

- ・ 1年目は10万円、2年目以降は5万円を限度